

新設商貿企業等の増値税一般納税者資格認定に関する補足通達の公布

増補版で発行されます「中国駐在員事務所、現地法人の設立実務とその手続き」ですが、2004年12月1日に上記補足通達が出ましたので訂正を兼ね号外として掲載します。

本書 270 ページ以降の「特別記事 2 外商投資商業管理弁法施行後の商業企業の進出戦略」中において、増値税一般納税者資格の認定要件と手続きを規定する国税発明電[2004]37 号通達について説明しておりますが、本書の原稿〆切後の 2004 年 12 月 1 日に公布された国税発明電[2004]62 号通達「新設商貿企業の増値税徴収管理の強化に関する問題についての補充通知」では、その制限が緩和される事となりました。

ここに、国税発明電[2004]62 号通達の要点と、本書の内容変更に関する要点をお知らせします。

【国税発明電[2004]62 号通達の要点】（重要ポイントのみ記載）

1. 新設小規模商貿企業の増値税一般納税者資格認定条件の緩和
新設小規模商貿企業については、下記条件を全て満たす場合には、年間予想売上高が 180 万人民币元以上である場合も、増値税一般納税者として認定し、その初期の増値税一般納税者資格認定の為の指導期間に移行する事が出来る。

1. 一定の経営規模を有する
2. 固定した経営場所を保有
3. 相応の経営管理人員を保有
4. 貨物の仕入・販売契約若しくは書面による同意がある
5. 明確な貨物の仕入・販売ルートを有する
2. 輸出専門企業が増値税輸出還付の為に増値税一般納税者資格申請を行う場合の要領を記載。
3. 登録資本金 500 万人民币元以上及び従業員数 50 名以上の新設大中規模商貿企業は、管轄税務機関の書類審査・法定代表人との面接・実地調査の後、条件を満たせば増値税一般納税者資格の認定を行う。即ち、その初期の増値税一般納税者資格認定の為の指導期間は不要。
4. 新設小規模商貿小売企業で既に増値税一般納税者資格を有するものが、1 ヶ月目以内に増値税専用発票を再度購入する必要がある場合、管轄税務機関は 2 回目の発票販売前に実地調査を行い、貨物の存在と小売業務の状況を確認する。
5. 新設工業企業の増値税一般納税者資格認定に際しても、管轄税務機関は下記条件を全て満たしているかどうか実地調査により確認する。
6. 2004 年 6 月 30 日以前に税務登記を行い、かつ正常な経営を行っている小規模納税人に属する商貿企業は年間販売額が 180 万元に達した後、管轄税務機関の審査を受け一般納税人と認定され指導期一般納税人の管理は行わない。
7. 新設小規模商貿企業は、増値税一般納税者の指導期間においては、暫定的な増値税一般納税者として取り扱わない。

※ 尚、本通達は国家税務局通達であり、各地方においては各地方独自の運用を行う場合がある可能性がある事にご留意下さい。

【本書中の重要な変更点】

P274 (指差し) 外資の卸売・小売・サービス業に対する税務上の障壁

この章の最後に、以下の文章を補足

一方、その後 2004 年 12 月 1 日公布の国税発明電[2004]62 号通達では、増値税一般納税者の認定要件が緩和されています。これは、前述の国税発明電[2004]37 号通達の内容が厳格であり過ぎた事が原因と考えられます。

P282 (見出し) 増値税一般納税者の問題 (指差し) 中小企業の納税者が抱える問題点及び P289 から P296 までの範囲

前述の緩和通達の公布により、新設小規模商貿企業が、増値税の小規模納税者とされる可能性が少なくなりました。従いまして、このセンテンスでは、新設商貿企業が、仮に増値税の小規模納税者となった場合の事として解釈して頂く事となります。

P290 [図表 2-6] 「新設商貿企業の増値税徴収管理の強化に関する問題についての緊急通知」の内容の一部変更

1. 商業貿易企業の一般納税者の分類管理

(注：これ以降の内容は、2004 年 12 月 1 日に公布された国税発明電[2004]62 号通達「新設商貿企業の増値税徴収管理の強化に関する問題についての補充通知」の内容も加味しております)

企業分類	要件 (全て満たす事)	増値税一般納税人資格の申請取得
大中規模商貿企業	登録資本金500万人民元以上 及び従業員数50人以上	税務登記後に申請→審査 → 一般納税者資格取得
小売業	固定した経営地点と貨物を 保有	税務登記後に申請 → 一般納税者資格取得 → その後最少 6 ヶ月間の指導期間
小規模商貿卸売企業 注:小規模納税者ではない	上記以外の企業 下記条件を全て満たす場合 ① 一定の経営規模保有 ② 固定経営場所を保有 ③ 相応の経営管理者保有 ④ 貨物の仕入・販売契約、 もしくは書面同意有り ⑤ 明確な貨物の仕入・販売 ルート保有	1 年間に180万元以上の売上があれば 申請→審査→一般納税者 (暫定) →その後最少6ヶ月間の指導期間 →再審査→取得 1 年間に180万元以上の売上予測があ れば申請→審査→一般納税者資格取得 →最少6ヶ月間の指導期間 尚、一般納税者資格取得後1ヶ月以内に 管轄税務機関の実地調査があるとされ ている

以上